

Title	ホームステッド法の効果：ネブラスカ州ゲイジ郡の場合
Sub Title	The effects of the homestead act
Author	岡田, 泰男
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1972
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.65, No.10 (1972. 10) ,p.658(38)- 673(53)
JaLC DOI	10.14991/001.19721001-0038
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19721001-0038

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ホームステッド法の効果

—ネブラスカ州ゲイジ郡の場合—

岡田 泰 男

I 問題の所在*

ホームステッド法の目的は、「土地なき者に土地を」ならびに「開拓の促進」という二つの標語に示されている。前者は、いわゆるジェファソン主義と結びつき、アメリカ社会の民主化をさらに推進することを目的とし、後者は経済の発展を目的とするものである。アメリカ市民であり、一家の家長もしくは年齢21歳以上の者であれば、自らが居住し耕作するための土地160エーカーを、無償で得ることができるという条文は、第一の目的を実現するためのものである。次に、その土地を取得するためには、そこで5年間、開墾と耕作に従事しなければならないという規定は、第二の目的を達成するためのものといえよう。

自分の土地を持つ小農民の数を増大せしめようとする第一の目的は、多分に社会的な性格を有している。しかし、経済的に見るならば、それは所得平等化という方向で所得再分配をはかろうとする政策目標であると、考えることができる。現に、ホームステッド法案の審議にあたって、同法が、すでに私有化されている土地の価格を下落せしめる、あるいは、公有地をこれまで有償で購入した者に対して不公平である、というような反対意見が出されている。このことは、当時の人々が、ホームステッド法の持つ所得再分配政策的な面を、十分に認識していたことを示している。第二の目的、あるいはホームステッド法の経済発展政策的な面については、特に説明を必要としないであろう。国会での討議において、開拓の促進は農業生産の拡大に等しいとされており、さらに、西部農業の発展が東部の工業製品に対して市場を提供するという議論もなされた⁽¹⁾。

本稿は、ホームステッド法が、以上二つの目的をどの程度まで達成できたかを、ネブラスカ州ゲ

* 本稿は、もともと今年度のアメリカ経済史研究会大会および本塾経済学部経済史専攻者の研究会において報告したものである。但し報告を文章にしたものではなく、その際、諸先生方より提起された疑問に、もう一度くわしく答えようとする意図の下に書かれたものである。

注(1) 国会での討議については次を見よ。

Benjamin H. Hibbard, *A History of the Public Land Policies* (N.Y., 1924), pp. 347-385.

ホームステッド法の効果

イジ郡の場合について考察しようとするものである。言葉をかえれば、同法が、民主化もしくは所得平等化という点で、どの程度の効果を持っていたか、また経済発展という点でどの位の効果があったか、という問題である。なお、民主化の効果という表現は、いくぶん幅が広すぎて漠然としているので、以下においては所得平等化ないしは所得再分配効果という言葉を使いたい。経済発展という表現もいささか大風呂敷すぎるが、これはそのままにしておく。但し、その意味するところは、主に土地利用の効率を高め、農業生産量を増加させることである。考察の対象が、一つの郡という極めて限られた小単位であるので、東部工業との関係といったような面は、一切本稿での分析の範囲外である。

所得平等化および経済発展という二つの効果のうち、前者は公有地処分の結果と特に密接な関連を持っている。すなわち、土地なき者がどの程度まで土地を与えられたか、その結果、土地所有の不平等はどの程度是正されたか、という問題である。もう少し具体的にいえば、ある地域において、ホームステッド法の下に払下げられた公有地はどれくらいか、公有地取得規模の分布はどうか、という類の問題である。しかし、こうした点、ゲイジ郡の場合については、すでに他の機会に発表したことがあるので、本稿では繰り返さない⁽²⁾。むしろここでは、その次の段階として、ホームステッド法の下に土地を取得した農民と、その他の農民の経済的地位の比較をおこないたい。なお、視野を広げるならば、所得再分配効果を論ずる際に、安全弁説との関連において東部労働者および農民の問題をとり上げるべきであろう。しかし、一つの郡を対象とする本稿においては、これも亦、範囲の外である。

従来、ホームステッド法を論ずるにあたって、主に所得平等化という面がとり上げられてきた。この法律の経済発展に対する効果という面は、十分に研究されてきたとはいえない。これは、公有地史研究者の間での、経済発展という現象に対する興味が、最近10年間を別とすれば、あまり高くなかったことにもよる。しかし、より重要なのは、ホームステッド法が、貧しい開拓民を優遇するという方向での所得再分配に失敗したという、従来の一般的認識であろう。同法の下に取得された土地面積の割合があまり大きくない以上、この法律が開拓促進に果たした役割など、僅かなものに違いないという考え方である。こうした悲観的な見方に対し、最近では楽観的な見方が出てきていることについては、別の機会に述べておいた⁽³⁾。ゲイジ郡における公有地処分についての前記の論文も、ホームステッド法が、土地なき者に土地を与えることに全く失敗したわけではない、という半ば楽観的な立場を補強しようとしたものである。かかる立場からいえば、ホームステッド法の経済発展効果を研究するのは、決して無意味なことではない。したがって本稿においては、所得平等化より

注(2) 岡田泰男「アメリカ西部公有地処分の実態—ネブラスカ州ゲイジ郡の例」『三田学会雑誌』62巻3号(1969年)、同「ホームステッド法と開拓農民—ネブラスカ州ゲイジ郡の例」『土地制度史学』44号(1969年)。

(3) 岡田泰男「ゲイツ教授とアメリカ公有地史」『三田学会雑誌』63巻10号(1970年)。

も経済発展に対する効果の吟味に、重心がおかれることになる。

II ホームステッド法と所得平等化

ホームステッド法は160エーカーの土地を無償で与えたが、これを金額で表わせば、200ドルということになる。当時公有地1エーカーあたりの最低価格は1ドル25セントであったが、通常は競売の際にも最低価格で購入できたし、競売後もしくは先買権法の下でならば確実にその価格で取得できたからである。そこで問題となるのは、開拓民が200ドルという土地代金を支払わずに良くなったことが、所得再分配という点で、どれほどの意味を持ったかということである。

19世紀中葉以降、西部の草原地帯で農場を建設するのに、どれ位の費用がかかったかについては、⁽⁴⁾当時の農業雑誌記事などによる研究がある。その結論は、土地代金を別としても、一応1,000ドル位なければ、農業を始めることができないというものであった。もしこの結論が正しいとすれば、200ドルの土地代金などは微々たるものであって、所得の平等化など齎される筈もないことになる。しかし、この1,000ドルの内容を検討すると、これは、いままで農業に無関係であった者が、荷馬車やら農機具やら一切を新調し、家畜を買い込み、種子を購入し、その上で家を建て、畑には柵をめぐらせるという具合であって、現代風にいえば「夢のニュー・ファーム」とでも云おうか、いささか現実離れしている。

そこで少々角度を変え、ホームステッド法成立前、開拓農民は土地代金をどのように支払っていたか、ということを見てみたい。公有地の年賦売却制は1820年以降は存在していないから、標準的な160エーカーを取得するとすれば、ともあれ現金200ドルを支払わねばならない。開拓民にとって代金支払があまり負担になっていなかったとすれば、ホームステッド法の恩恵の度合もそれ程大きくはないことになる。結論を先にいってしまえば、開拓民の中には200ドルの土地代金すら所有しない者が多かったのであり、次にこの点について述べてみよう。

公有地は一定地域の測量がすみ、中央および地方土地局での事務手続きが終了すると、大統領の布告によって競売に付されることになる。ところが、土地取得を希望している筈の開拓民の間に、競売開始という、それに反対し延期を求める声が高かった。開拓民は測量後、場合によっては測量前から、その土地に住みついているわけであるが、取得希望地に対する権利は、競売前といえども、先買権法やクレイム・アソシエーションと称する団体によって、一応保護されている。しかも競売前である以上、代金や地代を支払う必要もない。競売開始となれば、かかる好都合な状態が消失するわけであるから、反対するのも当然かもしれない。しかし、開拓民に土地代金支払能力があ

注(4) Clarence H. Danhof, *Change in Agriculture: The Northern United States, 1820-1870* (Cambridge, Mass., 1969), pp. 101-129.

るならば、むしろ確実な土地所有権を取得する機会の到来を歓迎する方が、筋が通っている。したがって、各地で競売開始反対の声が上がったのは、十分な土地購入資金を持たぬ開拓民が多かったせいではないかと思われる。このことは、公有地競売となると、高利貸しが大勢集まってくるという話によっても裏付けられる。⁽⁵⁾

開拓民に土地購入資金を高利で貸付けるといっても、開拓民には土地取得前である以上、確実な担保がないし、各州には高利禁止法という類の法律もある。そこで考え出されたのが、期限付立替購入 (time-entry) という方法であった。すなわち、貸手は開拓民に対し直接には購入資金を貸し付けず、開拓民の取得希望地を自分の名義で購入してしまう。但し、一定期間後に、ある金額で、その土地を開拓民に譲渡するという証書を渡しておくのである。1850年代のアイオワの例でいえば、1年後に開拓民が支払う金額は、通常、公有地代金の40パーセント増しであったという。当時、アイオワの最高法定利率は年10パーセントであったが、上記の開拓民は事実上、年利40パーセントで借金をしたことになる。

一定期間後に開拓民が何割増しかの代金を支払えたか否かはともかく、かかる立替購入がアイオワやカンザスで極めて多かったということは、開拓民が公有地取得代金を持っていなかった証拠となる。どの程度、立替購入がおこなわれていたかを、アイオワ中部の例で見よう。この地域はホームステッド法成立前の1850年代に、ほぼ全ての公有地が処分されてしまったが、大規模取得が多く、個人で1万エーカー以上を取得した者が41名、彼等による取得地の総計は、地域内の公有地の10パーセント以上にのぼった。私有化された土地の半分から3分の2程度が、投機的取得であったともいわれる。ところで、個人で2万5千エーカー以上を取得した10名について調べてみると、後に他人に転売した土地の70パーセント以上が、実は立替購入の結果の譲渡であったという。同地域における最大の土地取得者ジェイムズ・イズレイ (James S. Easley) の場合、自分自身のための本来の投機的取得は14.5パーセント、立替購入分が85.5パーセントであったとされている。⁽⁶⁾

以上の如き事情を知ってみれば、たとえ金額にして200ドルにすぎなかったとはいえ、160エーカーの土地が無償で与えられることは、開拓民にとって非常な恩恵なのであり、ホームステッド法が所得平等化の効果を持ち得ることが解る。フロンティアにおいて「現金」が稀少であったことは、しばしば指摘されているが、開拓民は日常生活においては必ずしも現金を所有する必要はなかった。必要物資は商人から掛で購入し、秋に収穫物で支払うことができたし、物々交換もおこなわれた。しかし、公有地だけは正貨もしくは地方土地局の定めた何種類かの確実な銀行券——これを land

注(5) ネブラスカの場合については次を見よ。Addison E. Sheldon, *Land Systems and Land Policies in Nebraska* (Lincoln, 1936), pp. 25-60.

(6) 以上、アイオワの場合についての事例は次によった。Robert P. Swierenga, *Pioneers and Profits: Land Speculation on the Iowa Frontier* (Ames, 1968). カンザスの場合については、次に述べられている。Paul W. Gates, *Fifty Million Acres: Conflicts over Kansas Land Policy, 1854-1890* (Ithaca, 1954), pp. 94-95.

office money と称したが——でなければ取得できなかった。⁽⁷⁾ホームステッド法の場合には、申請の際に申請料10ドルと手数料4ドル、5年後の取得完了時に手数料4ドルを支払うのみで良い。極西部においては手数料は各6ドルであったが、ともあれ最初の現金支出が14ドルもしくは16ドルで良いことは、貧しい開拓民にとって極めて好都合であった。もはや、他人に立替購入をしてもらい、最初から高利の借金を背負って出発する必要はなかったのである。

さて、ここで本題のゲイジ郡に目を向けよう。当郡については他の論文で紹介してあるから、ただネブラスカ州東南部にあり、合衆国第1号といわれるホームステッド農場があったところというにとどめる。なお、以下においては、ホームステッド法によって公有地を取得した農民をホームステッド農民、その農場をホームステッド農場と呼ぶことにしたい。ゲイジ郡には600名を越えるホームステッド農民が存在したが、前記の第1号の農民のいたブレイクリイ・タウンシップの状態を見よう。ホームステッド法が施行されてから8年目の1870年、同タウンシップには61名の農場経営者がおり、内41名がホームステッド農民、4名が公有地を購入した農民、5名が私有地を購入した者、11名が自分の土地を持たぬ小作農であった。同タウンシップでは、ホームステッド法成立の数年前から公有地取得がおこなわれていたから、少々早まって公有地を買ってしまった者も当然存在した。また1868年以降、ほとんど公有地は残っていなかったため、私有化された土地を購入したり、他人の土地を小作したりする者もいたわけである。ホームステッド農民の割合が多すぎて、いくぶんバランスを欠くが、⁽⁸⁾第1表によって上記4グループの経済状態を見てみよう。

第1表 ブレイクリイ農民の経済状態 (1870年)

土地取得方法	ホームステッド	公有地購入	私有地購入	小	作
農場数	41	4	5	11	
農場面積	254ac.	222	309	156	
既墾地面積	48ac.	48	54	33	
農場価値	\$ 3,280	2,680	3,880	1,700	
農機具価値	\$ 187	150	160	122	
家畜価値	\$ 583	834	611	296	
生産物価値	\$ 852	825	645	461	

(農場数以外は平均値)

資料: Tract Book, Deed Records, Tax List, Agricultural Census により作製

この表によって明らかなことは、ホームステッド農民の経済的地位が、公有地あるいは私有地を購入した他の自作農とほぼ等しく、小作農よりは豊かなことである。ホームステッド農場の平均面積が160エーカーではなく、254エーカーなのは、早い時期に来たホームステッド農民が土地を買って足りたり、自作という形で経営を拡大しているためである。既墾地がわずか48エーカーな

注(7) もちろん、軍人報奨用土地証券の類は使用できたが、これらは主に立替購入をする業者が利用したし、また、やはり現金でなければ購入できなかった。

(8) 1870年のセンサスでは自作、小作の区別はされていないが、不動産税の記録と対照することによって区別し得る。自作農の分類は、公有地払下台帳および土地売買の記録によっておこなった。

ので、投機的保有部分が多いように見えるし、それも事実なのではあるが、未墾地といっても放牧に利用されていることを記しておきたい。ここで注目したいのは小作農の状態である。小作農とはいえ無一文ではない。ともかくゲイジ郡にいたのであるから、移住費は支弁できたわけであるし、農機具は自作農と大差ない。家畜にしても馬2頭、牛2頭、豚数匹くらいは所有していた筈である。ただ当郡へ移住して来るのが数年遅かったために、ホームステッド法の恩恵にあずかり得ず、大きなハンディキャップを負うことになったのである。1,700ドルの農場を買い取るのは容易なことではない。

平均156エーカーで1,700ドルという小作農場の価値は、エーカーあたりになおせば11ドル弱となる。ホームステッド等自作農場の場合を計算すると、エーカーあたり12—13ドルといったところである。公有地価格のエーカーあたり1ドル25セントを一応の目安とすれば、ゲイジ郡の土地は10年足らずの内に、約10倍の値上りをしたことになる。もちろん農場価値であるから、建物もあり開墾地もあるとはいえるが、それを考慮に入れたとしても非常な値上りといわねばならない。このことは、1867年に投機業者によって取得された公有地が、1870年には未墾のまま、エーカーあたり⁽⁹⁾5—6ドルで転売されていたことからいえる。

公有地払下げ後の地価の急上昇は、ゲイジ郡のみならず各地に見られた現象であるが、かかる地価上昇による利益を享受し得る立場におかれたことは、ホームステッド農民にとって幸運であった。すでに1866年、中央土地局長官が、「開墾の進んだ地域では80エーカーでも相当な財産である。ホームステッド取得者は160エーカーの半分を売って資金をつくることもできる⁽¹⁰⁾」という趣旨のことを述べているが、必ずしも土地を売却せずとも、借入資金を利用する能力が増大したことは確かである。もっと消極的に考えても、前記の小作農のような「自分の土地など到底持てない」という状態とは大違いである。

もちろん、ホームステッド取得者のすべてが非常に貧しいわけではなかった。これは、後に土地を買い足した者の存在した事実からも解る。とはいえ、開拓民の財政状態が、1850年代のアイオワ、カンザスと、1860年代のネブラスカとで著しく異なっていたとも思えない。ブレイクリイ・タウンシップの41名のホームステッド農民の中には、もしホームステッド法がなかったならば、200ドルの現金がないため、高利貸しに立替購入してもらったり、土地取得をあきらめねばならなかった者もいた筈である。その場合には、彼等の状態は、第1表の小作農に類似したものになっていたことであろう。ホームステッド農民が第1表において、最初から現金200ドルあるいはそれ以上を所有していた公・私有地購入者と肩を並べていられるのは、正にホームステッド法の所得平等化作用のおかげなのである。

注(9) Deed Records, Gage County.

(10) Report of the Commissioner of the General Land Office, 1866, p. 337.

ホームステッド法によって与えられる160エーカーは、金額になおせば僅か200ドルと前に書いた。しかし、もう一度、第1表を見てほしい。ホームステッド農民が取得申請後5年ないし7年して取得を完了した土地は、少くとも2,000ドルはしていたに違いない。5年以上も苦勞して開拓したのだ、と云うかもしれない。しかし、開拓に苦勞する点では他の公・私有地購入者も小作農も大差はない。私有地や小作地といっても、すべて未墾の土地だからである。したがってホームステッド法の贈り物は200ドルの土地ではなく、取得完了の時点では2,000ドルになっている土地なのである。むしろ、そう考えるほうが、当時の一般の土地価格から見て現実的であろう。現に、鉄道に与えられた公有地の価値を論ずるにあたって、鉄道経営者団体の代表を別とすれば、歴史家は、⁽¹¹⁾ 鉄道が実際に土地を売却して得た利益を重視している。ホームステッド法の恩恵を2,000ドルという金額に換算すれば、同法の所得再分配効果⁽¹²⁾ というものの実感が湧くであろう。

III ホームステッド法と経済発展

ホームステッド法が経済発展効果を持ったかどうかについては、前記の如く、同法による取得地の割合が少いから問題にならないという考え方がある。もう一つの議論としては、160エーカーという面積が大平原と呼ばれる地域には不適當だというものがある。すなわち降水量の少ない地域では、160エーカーは牧場には小さすぎるし、灌漑をするには大きすぎるというわけである。もっとも、この地域でも一般農業がおこなわれたのであり、その場合には当時の技術水準等からいって、160エーカーが必ずしも不適當でないことが指摘⁽¹³⁾ されている。但し、本稿の対象たるゲイジ郡はネブラスカ東部にあり、降水量も多く、いわゆるコーン・ベルトの西端に含まれているので、160エーカーが適正規模か否かという上記の議論には一応関係がない。

ホームステッド法の下で取得された土地の割合という点では、ゲイジ郡全面積の15.4パーセントであって、やはり少いという印象を与えるであろう。いかにその土地で生産性が高まり、生産量が増大したとしても、15パーセントにすぎないのでは、ゲイジ郡全体という観点から見ればあまり意味がないのではないか。こうした疑問は当然生ずるに違いない。そこで以下においては、ホームステッド農民の土地で農業生産が拡大したという事実を示すと同時に、この15パーセントの土地における生産増加が、ゲイジ郡全体の経済発展という点から見て、いかに重要であったかを明らかにしたい。すなわち、ホームステッド法の経済発展効果というとき、それは単に同法の下で取得された

注(11) Vernon Carstensen, ed. *The Public Lands* (Madison, 1963), pp. 121-173 におさめられた論文を参照せよ。

(12) 参考までに付け加えれば、1870年前後のアメリカの一人あたりGNPは、当時の金額で165ドルと推定されている。*Historical Statistics of the U.S., Colonial Times to 1957* (Washington, D.C., 1960) p. 139による。

(13) Robert M. Finley, "A Budgeting Approach to the Question of Homestead Size on the Plains," *Agricultural History*, XLII (1968), 109-114.

土地のみならず、その地域全体に対する効果をも意味しているのである。

先ず前節との関連において、ホームステッド法の下で土地を取得することが、個々の農民にとっていかに有利か、その有利さが農業生産にいかん反映されているか、という点から話を進めてゆきたい。もう一度、第1表に戻って1870年のブレイクリイ・タウンシップの農民の状態を眺めてみよう。表に示された4グループの農民のうち、当初の資本所有額が最大であったのは、当然、私有地購入者のグループであろう。彼等の経済力は、農場価値の高さにも示されている。ところが彼等の経済力が農業生産の面でどう示されているかといえば、この方はあまり明らかでない。農機具・家畜価値は、ホームステッド・公有地取得農民の2グループと大差なく、生産物価値においては両者よりも劣っている。ここで既墾地1エーカーあたりの生産物価値を計算してみると、ホームステッド17.8ドル、公有地購入17.2ドル、私有地購入11.9ドル、小作14.0ドルとなる。すなわち、最大の経済力を持っていた筈の私有地購入者が、生産面では甚だ振わないのである。土地購入のために資本を投下しすぎて、農場設備その他までは手が廻りかねたため、こうした結果が生じたものであろう。

私有地購入農民の生産面における不振という事実は、逆から見れば土地購入資金を支出する必要のないホームステッド農民の有利さを示している。のみならず、ホームステッド農民は、取得申請から完了に至る5—7年間というもの不動産税を免除されている。税額は、160エーカーあたり年間20—25ドルではあったが、やはり有利であることに違いはない。20ドルあれば新しい鋤や馬鍬く、らいは買えたからである。土地を購入しない点では小作農も同じであるが、税金は地主ではなく小作人が負担しなければならなかった。⁽¹⁴⁾

さて、西部において鉄道会社が多く土地を持っていたことは周知のところであるが、ゲイジ郡にも鉄道の所有する土地があった。鉄道所有地は、一般の土地よりは長期にわたる年賦売却がなされたので、購入者の側からいえば好都合であった。もっとも、同じ160エーカーの土地であっても、現金で買うのと10年賦で買うのとでは、総額にすると倍くらいの開きがあった。もちろん現金で購入する者はまれで、通常は6—10年賦で購入したのである。第1表のブレイクリイの農民の場合、公・私有地購入者は、数が少いということに加え、購入条件が一樣でないので、ホームステッド農民との比較といっても限度があることは否めない。その点、鉄道から土地を購入した農民の場合、条件の差が比較的少く、人数の方は多いので、今度はこの両者を比較してみよう。

第2表の(A)は、1885年のハイランド・タウンシップの農民のうち、ホームステッド農民と鉄道からの土地購入農民を抜き出したものである。このタウンシップの土地は、鉄道と州政府が取得を予定していたので、1871年以降になって開拓が始まっている。それ故、同じゲイジ郡でも第1表より15年後の状態なのであるが、ホームステッド農民と鉄道農民とを比較すれば、所得平等化に関してブレ

注(14) Tax Lists, Gage County.

ホームステッド法の効果

第2表 ハイランド農民の経済状態 (1885年)

土地取得方法	ホームステッド	鉄道
(A)		
農場数	19	37
農場面積	164ac.	175
既墾地積	144ac.	150
農場価値	\$ 3,720	4,340
同エーカーあたり	\$ 22.7	24.8
農機具価値	\$ 106	101
家畜価値	\$ 790	1,060
生産物価値	\$ 910	805
(B)		
抵当農場数	9	17
農場面積	137ac.	152
農場価値	\$ 3,900	3,290
同エーカーあたり	\$ 28.5	21.7
(C)		
農場価値上昇率 (1880~1885年)		
非抵当農場	110%	165
抵当農場	154%	88

(農場数以外は平均値)

資料: Tract Book, Deed Records, Mortgage Records, Agricultural Census により作製

イクリイの場合とほぼ同様なことがいえるだろう。しかし、ここで検討してみたいのは、第2表の(B)および(C)の部分である。(B)は、(A)のうち、抵当負債を負っている者を示している。抵当負債が、単に農民の苦難のみを表わしているという解釈は過去のものであって、貧困の故の負債と同時に、生産拡大のための負債もあった事実は広く認められている。ところで、(B)における負債は、どちらの性格のものであろうか。

第2表(B)のホームステッド農民について、その平均農場面積を見ると137エーカーとなっている。これは、抵当負債を負っていない農民をも含めた(A)の164エーカーという数値より低い。したがって、借金をしている者の農場は、借金のない者の農場より小さいことが解る。ところが農場価値を見ると、上の関係は逆転し、負債を負っている農場の方が(A)の全体平均値より価値が高くなっている。エーカーあたりの農場価値を見れば、抵当負債を負っている者の方が、借金のない者より、一口にいって良い農場を所有していることがはっきりする。すなわち、ハイランド・タウンシップのホームステッド農民の場合、抵当借金をしているのは、必ずしも生活が苦しいためとは考えられない。むしろ借入れられた資金は、農場の改良整備等、農場価値を高めるような形で利用されたものと思われる。

ところが、鉄道農民について(A)と(B)の数値を比較してみると、いささか事態は異なっている。借金をしている者の方が、農場も小さければ、農場価値、エーカーあたり価値も低い。したがって、借入資金が農場価値を高める方向で利用されたとは考えられないのである。もちろん、彼等が窮乏

ホームステッド法の効果

に喘いでいたかどうかは疑問であって、多分この負債は、土地購入に関連したものと思われる。しかし、ホームステッド法の恩恵を受けた農民が、自己資金のみならず借入資金をも有利に利用できた状態と比べてみれば、鉄道農民の負ったハンディキャップの重さが解ろうというものである。

第2表(A)(B)の比較によって明らかになった事態を(C)によって裏付けておきたい。(C)は、1880年と1885年のセンサスを比較して、この5年間に農場価値がどう変化したかを示したものである。この表も、ホームステッド農民と鉄道農民とでは、抵当借金をすることの意味が異なることを示している。前者にあっては抵当に入った農場の方が、入らなかった農場より価値上昇率が高いが、後者にあっては事態は逆であった。すなわち、ホームステッド農民は資金を借入れることによって建物や土地を整備改良し、より豊かになったが、鉄道農民の場合、借入れられた資金はそのような効果を発揮し得なかったのである。

ホームステッド法のおかげで、土地購入にかかる筈の費用を、農場建設や生産拡大に振り向けることができるのであるから、同法が農業生産を増加させる効果を有することは明らかであろう。とくに鉄道所有地の場合、エーカーあたりの価格は、公有地より、はるかに高い。ハイランド・タウンシップに土地を所有していたパーリントン鉄道の場合、エーカーあたりの価格は、1870年代前半において平均8-9ドルであった。そうである以上、開拓民の限られた資本を、より生産的に利用させるとい意味で、ホームステッド法が経済発展効果を有することは疑い得ない。

ここで注意すべき点は、ホームステッド取得者が節約できた土地購入資金の額についてである。単純に考えるならば、公有地160エーカーの代金200ドルということになりそうだが、実際にはそうではない。当時の開拓民に与えられていた選択の可能性は、(1) ホームステッド法により土地を取得、(2) 公有地を購入、(3) 私有地・鉄道所有地を購入、の3種類であった。しかし、(2)が可能な場合には当然(1)が可能なわけであるから、無償で取得できるものを、わざわざ代金を支払う筈がない。したがって、開拓民のなし得る選択は、(1)もしくは(3)ということになる。すなわち、ホームステッド法成立後の時点において、開拓民が同法のお陰で節約し得た資金は、200ドルではなく、私有地購入に必要な800ドルなり1,000ドルなりの資金なのである。このように考えるならば、ホームステッド法の効果が、より正確に認識し得るのである。⁽¹⁵⁾

注(15) 私自身は必ずしも「新しい経済史」のファンではないので、「事実とは反対の仮定」をいって議論を進めるべきだとは思っていない。歴史家の仕事の大半は、何が事実であったかを明らかにすることであって、最初から事実とは逆の仮定など、立てようもないことが多いからである。もっとも本稿の如く、ある法律の効果を考えるような場合には、「その法律がなかったならば」という仮定をおくことは可能である。本稿においても、つい筆を滑らせて「ホームステッド法がなかったならば」と書いてしまったところがある。ところで、ホームステッド法の場合、「ホームステッド法がない状態」も事実と反する仮定であるが、もう一つ「ホームステッド法だけしかない状態」という仮定も成立し得る。すなわち「1863年以降、すべての公有地がホームステッド法の下で処分された」という「事実とは逆の仮定」である。問題は「新しい経済史」風に議論を進めるとした場合、どちらの仮定をとるべきか、という点である。

「新しい経済史」嫌いの人々の中には、「事実とは反対の仮定」など、元来が荒唐無稽と考えている人々もいるが、

ところで、これまで述べてきたことは、ホームステッド法の下に取得された土地の方が、他の方法で取得購入された土地よりも効率的に利用され得るといふ、いわば狭い意味での経済発展効果である。次に、もう少し広い意味での効果、つまり本稿の対象に即していえば、ゲイジ郡全体の発展にとってのホームステッド法の効果を考えてみたい。さしあたって、1870年のブレイクリイ・タウンシップに再び戻ることとしよう。

同年ブレイクリイの農民数は61名、そのうちホームステッド農民が41名、公有地取得者が4名であったことは、第1表に示した通りである。ところで、同タウンシップの公有地を取得した者の総数は85名であった。その中には41名のホームステッド取得者も含まれているから、差引き他の公有地取得者は44名というわけである。44名中、同タウンシップで農場を営んでいるのは4名にすぎず、他の40名は何をしているかといへば、土地の値上りを待って転売しようとしていたのである。これを面積の上から見ると、ホームステッド取得者が得たのは約7,600エーカーで、タウンシップ全体の33.7パーセント、その他の公有地取得者は約13,800エーカー(60.7パーセント)、残りの部分1,280エーカー(5.6パーセント)は公立学校用地として州に与えられたものである。

公有地が処分されれば開拓が始まり、生産が増大すると信ずることは、一部のナイーブな経済史家に許された特権であるが、事態はそう簡単なものではない。ブレイクリイ・タウンシップの公有地22,700エーカーは、1870年には160エーカーを残してすべて処分されていた。しかし、同年、同タウンシップの農場総面積は14,500エーカーであった。8,000エーカー以上の土地が利用されずに残っていたわけである。ところで、ホームステッド法によって取得された面積は、前記の通り約7,600エーカーであるが、1870年、ホームステッド取得者が経営していた農場総面積は約10,300エーカーにのぼっていた。すなわち、タウンシップ全体の約34パーセントを得たホームステッド農民

実は、この仮定はそれなりに筋の通ったものでなければならぬのである。例えばアメリカ植民地時代を論ずるにあたり、「もしアメリカが独立していたら」という仮定は成立するが、「もしイギリスがアメリカの植民地だったら」というような仮定は、いかに非歴史的な「新しい経済史家」といへども立てはしない。「事実とは反対」であっても、起り得たかもしれない状態ではなければならぬのである。それ故、十分な歴史の知識があって、はじめて意味のある「事実とは反対の仮定」が立てられるといえよう。とくに、何種類かの仮定が可能な場合、どの仮定をとるかによって、「新しい経済史家」の歴史家としての判断力が示されることになる。

さて、ホームステッド法の場合、それが無い状態と、それ以外の土地法が無い状態と、どちらが起り得る可能性が大きかったか。これは明らかに、後の方が可能性が大きい。公有地政策の変遷をたどるならば、開拓民に対する公有地無償付与は遅かれ早かれ実施されねばならなかったことが明らかであって、例えば1900年に至るまでホームステッド法が存在しないなどと考えることは、「イギリスがアメリカの植民地だったら」と仮定するのと同様に無意味である。一方、公有地売却や鉄道への土地付与は、現実に1871年および1891年以降は中止されているのであって、ホームステッド法が今世紀に入っても存続しているのと良い対照である。それ故「新しい経済史」風に仮定をおいて話を進めてゆく場合には「ホームステッド法がなかったならば」というより、「ホームステッド法しかなかったならば」と仮定する方が正しいと思う。

「ホームステッド法がなかったならば」と仮定すると、開拓民は公有地代金160エーカー分200ドルを支払わねばならない、という点が当然強調されることになる。本稿で私が主張しているのは、所得平等化に関しても経済発展に関しても、200ドルという数字にこだわってはならないということである。したがって、本稿では「もしホームステッド法がなければ」という表現も用いているが、それは本旨には反する。「もし私が厳密な新しい経済史家であったならば」最初におく仮定は「もしホームステッド法しかなかったならば」ということになるであろう。

が、農場数の約67パーセントをしめ、農地の約71パーセントを利用していたことになる⁽¹⁶⁾。もし、このタウンシップにホームステッド農民が存在していなかったならば、土地の利用度、ひいては農業生産も低水準に留ったに相違ない。こうした推測が見当はずれでないことを示すため、第3表をあげよう。

第3表 ホームステッド法と農業生産(1870年)

タウンシップ	ホームステッド取得者数	ホームステッド地の割合	農場数	農業生産高
ブレイクリイ	41	33.7%	61	\$43,510
ロックフォード	44	32.2	47	48,876
フィリイ	17	13.8	29	25,593
ハノーヴァー	8	6.7	34	20,103

資料：Tract Book, Agricultural Census より作製

ここには、ゲイジ郡の4タウンシップにおけるホームステッド取得の状態と、農業生産との関連が示されている。ブレイクリイ、ロックフォードは、ホームステッド法による取得者が比較的多いタウンシップである。郡平均のホームステッド地の割合は15.4パーセントであるので、上記2タウンシップは平均の倍以上、フィリイ、ハノーヴァーの2タウンシップは平均以下ということになる。前2者と後2者とを比較すれば、農場数においても生産高においても、ブレイクリイ、ロックフォードのグループが勝っていることがすぐ解る。ゲイジ郡の開拓は1860年前後から始まっているが、1870年における総農場数は452、人口は3,359であった。この10年間におけるゲイジ郡の発展に、ホームステッド法の果たした役割の大きいことは、第3表から読み取ることができよう。

ところで、このような農業生産を背後からささえ、農業発展を可能にしたのは、単なるホームステッド農民の存在ということではない。むしろ、彼等が開拓地の核となった事実が重要であるので、以下その点について述べよう。公有地が処分されれば開拓が始まるわけではないことは先に述べた。同時に、開拓民が移住してきて、全く孤立散在していたり、すぐに他所へ移動していったものでは、あまり役に立たない。ある地域に相当数の開拓民が定着し、いわば開拓地の核になるものが形成されて、はじめて本格的に開拓が始まったといえる。もちろん、核といっても、日本の村などを想像してはならないのであって、必ずしも農家がかたまっているわけではない。160エーカーは日本流になおせば約20万坪にもなるのであって、ホームステッド農場は、われわれの感覚からすれば、ゴルフ場の中にポツンと農家が一軒存在しているようなものである。それはともかく、上記のような核ができれば、開墾地が広がるのみならず、道路や橋が作られ、やがては学校や教会も建てられることになる。後から来る移住者も当然こうした地域にひきよせられ、開拓が促進されるのである。

開拓地の核が、どこでも容易に形成されたかといへば、これはそうではない。周知の如く、フロ

注(16) Agricultural Census, 1870, Gago County.

ンティアにおける人口移動率は高く、一定の土地に10年以上定着している住民は、全体の5割以下である。⁽¹⁷⁾とくに、開拓初期の住民の移動率が高かったことは、旅行記や案内記などからも解る。ターナーが引用して以来有名になったペックの表現によれば、最初にやってくる真の開拓民 (the real pioneer) は、一時的住民 (the occupant for the time being) にすぎなかった。⁽¹⁸⁾こうした状況にあって、ホームステッド法は少くとも5年間、人々を一定の場所に定着せしめた。もちろん、途中で転換購入をおこなったり、土地取得権を放棄した人々もいたが、取得完了者に関する限り、最低限5—7年は同一地点に留まっていることになる。さらに、ゲイジ郡について見るかぎり、彼等の多くはより長期間にわたり、同じ農場に留っていたようである。

第3表に示したブレイクリイ、ロックフォード、フィリイ、ハノーヴァーの各タウンシップのホームステッド農民が、最初に取得申請をしてから何年間くらい同一農場に定着していたかを見ると、10年以上の者が約60パーセント、20年以上の者が約30パーセントとなっている。いうまでもなく、20年以上という場合には、ホームステッド取得者当人は死亡して、相続人が保持している例もあるが、ともかく、彼等が開拓地の核になり得ることは明らかである。その点を、ブレイクリイについて、もう少し詳しく吟味してみよう。1870年に農民の大半がホームステッド農民であったことは、すでに示した通りである。さて、1880年、同タウンシップの土地所有者数は104名であったが、そのうち、10年以上にわたり土地を所有してきた者は37名、その中の24名はホームステッド取得者であった。1890年、土地所有者100名中、20年以上にわたる者は21名、そのうち18名はホームステッド取得者である。1900年になると、計105名の土地所有者中、このタウンシップに30年以上いるものが22名、そのうち19名はホームステッド取得者もしくはその相続者となっている。このタウンシップの中核をなしてきたのが、開拓初期以来、一貫してホームステッド取得者であったことが、明らかに示されているとい⁽¹⁹⁾って良い。

すでに1874年、『ビートルス・エクスプレス』という当郡の新聞は、「農場のほとんどは川沿いの土地にあり、そこが開拓地の核となって、今や開拓は草原地帯に拡⁽²⁰⁾ってきている」という趣旨の記事をのせている。川沿いの土地に住んでいた農民の大部分が、ホームステッド取得者であったことは、公有地払下台帳と地図とを比較してみれば、すぐに解る。彼等が開拓地の核を形成することによって、ゲイジ郡の発展を助けてきたという事実は、ホームステッド法が広い意味での経済発展効果を持っていたことを証明するであろう。

さらに、ホームステッド農民が長い期間にわたって定着していたということは、農業生産の発展、とくに土地利用の技術的な面から見ての発展にとって重要であるので、最後にその点について述べ

注(17) 人口移動については次を見よ。岡田泰男「西漸運動と土地投機」『アメリカ研究』5号(1971年)。

(18) Frederick J. Turner, *The Frontier in American History* (N.Y., 1920), pp. 19-21.

(19) Deed Records, Gage County.

(20) *The Boatswain Express*, May 28, 1874.

よう。

ゲイジ郡はコーン・ベルトの一部であるということを、本節の最初に記した。すなわち作物にしても耕作法にしても、イリノイやアイオワとさして相違はないといえる。しかし、ゲイジ郡において、どんな作物が良くできるかということは、開拓民が到着した最初から解っていたわけではない。もちろん、当初彼等は以前からの方法を続ける、すなわち移住前につくっていた作物を、同じ耕作法でつくって見たに違いない。恐らくは種子も農具も、以前住んでいた土地から持ってきたものであったろう。ところで、ある作物や耕作法が新しい環境に適しているかどうかは、そうすぐには解らない。最初の年に成功しても、次の年には駄目なこともあるし、その逆の場合もある。新しい土地の、天候および土壌の性質が解るまでには一応の年限が必要である。いわば何年かの実験期間を経て、はじめて、今迄通りの方法を続けていて良いか、新しい作物や耕作法に切りかえる必要があるかどうか⁽²¹⁾が、解ってくるのである。

とくに、19世紀中葉まで the Great American Desert などと呼ばれていたミズーリ河以西の土地においては、新しい環境の性質を知り、農業をそれに適応させることが大切であった。農事試験場もなければ、農業改良普及員もない時代のことであるから、農民それぞれが自分の農場を実験台としてやってみるほかはない。こうした地域では失敗が多にだけに、その土地に数年で見切りをつけて移住していってしまう農民が多かったが、失敗の多さと移動率の高さとは、いわば悪循環をなしていたのである。すなわち短期間しかいないので、その土地の性質が解らないで失敗する。それが解らないうちに移住していってしまうので、後から移住してきた農民も同じ失敗をくり返し、また移動してしまうという具合である。本来は小麦に適しているカンザスやネブラスカの西部において、いつまでもとうもろこしが植付けられ、失敗がくり返されたのは、この例であろう。この悪循環を断ち切るためには経験の蓄積が必要なのであって、具体的には一定年限以上定着している農民が存在することが重要なのである。

こうした点から見て、ゲイジ郡において、一群のホームステッド農民が、開拓初期から10年、20年と定着していたことの持つ意味は大きい。彼等は単に開拓地の核となったのみならず、当郡においていかなる土地利用の方法が最も効率的であるかを、身をもって学び、後から移住してきた人々に示したのである。ホームステッド法の経済的効果というとき、かかる面での効果を忘れてはならない。

IV 結 論

以上、ネブラスカ州ゲイジ郡の場合について、ホームステッド法の効果を、所得再分配および経

注(21) かかる問題については次を見よ。James C. Malin, *Winter Wheat in the Golden Belt of Kansas* (Lawrence, 1944).

済発展という二つの面から考察した。所得再分配という効果の点では、ホームステッド法成立前、公有地取得代金を持たぬ開拓民が多かったことを考慮に入れねばならない。そうである以上、土地代金の負担から貧しい開拓民を免れさせた点で平等化の効果があつたし、とくに取得完了時におけるホームステッド農場の価値を実質的恩恵と考えるならば、この法律の再分配効果は大きなものとなる。もちろん、西部までの移住費が出せないで東部に留まらねばならなかった者や、西部にたどりついて小作農にならねばならなかった者の存在することを考えると、ホームステッド法を利用できた者だけが恩恵を与えられたという不公平さは否定できない。にもかかわらず、鉄道への公有地付与などと比べれば、ホームステッド法が平等化の方向へ働いたことは確かであろう。但し、これはゲイジ郡の場合にはいい得ても、いわゆる替玉取得者の利用された森林地帯、放牧地帯については必ずしもあてはまらぬことである⁽²²⁾。それらの地域においては、ホームステッド法は林業あるいは牧畜業者に不当な利益を与え、しばしば所得の不平等化の方向へ働いたように思われる。

次に、ホームステッド法の経済発展効果について見ると、まず開拓民の所有あるいは借入れた資金を、より有効に利用せしめたことがあげられる。この際、ホームステッド取得者が節約し得た土地購入代金は、公有地160エーカー分の代金と考えるよりは、私有地購入に必要な費用と考える方が実際のである。その結果、ホームステッド取得者個々の農場の設備等が改善され、生産能力が向上し得たことはいうまでもない。しかし、ホームステッド法は個別のみならず一般的経済発展効果をも有していた。すなわち、ホームステッド農民が開拓地の核を形成したので、その周辺地域一帯の開拓が促進され、ひいては農業生産も増大したという点である。

フロンティアの開拓は、すべての地域において均一に進んでゆくものではなく、かなりの濃淡の差を示しつつ進んでゆくものである。開拓の進度に影響する要因として、自然的条件が第一に考えられるが、開拓地の核の存在も大きな意味を持った。こうした核が形成されて、はじめて道路や橋が建設され、移住者も増加し、生産が拡大するのである。しばしば開拓の進度を左右する要因として、鉄道があげられ、それも事実ではあるが、鉄道といっても幹線と支線があつたことを忘れてはならない。大陸横断鉄道などの場合には、開拓に先立って建設されたといえるかもしれないが、一般の農民に關係の深い支線の場合には必ずしもそうではない。支線は郡やタウンシップが財政的援助を約束することによって、建設あるいは誘致された例が多い⁽²⁴⁾。すなわち鉄道が敷設されることによ

注(22) Paul W. Gates, *History of Public Land Law Development* (Washington, D.C., 1968), pp. 463-494.

(23) 「開拓地の核」という考え方は、必ずしも一般的なものではないので、まだ仮説的な段階としておくべきかもしれない。西部の開拓にあたって都市的集落が重要な役割を果たしたとするウェイド流の考え (Richard C. Wade, *The Urban Frontier*) は、より広い地域における核を対象としているが、ここで考えているのは、ずっと狭い地域における農村的な核のことである。但し、そこにもやはり雑貨店、製粉所、馬車屋、鍛冶屋など、農業以外の職業に従事する者の集まる Village と称せられる集落が形成されることはあるのであって、ウェイド風の解釈も、幅を拡げれば適用できるかもしれない。

(24) ゲイジ郡の場合について次を見よ。Everett Dick, *The Sod-House Frontier, 1854-1890* (N.Y., 1943), p. 359.

て開拓が始まるというよりは、開拓がなされている地域へ支線が延長され、その結果、開拓が一層進むわけである。ゲイジ郡の場合、鉄道建設は1870年代におこなわれたが、上記の観点からすれば、1860年代の開拓の中心をなしたホームステッド農民の重要性は、ますます大きいというべきであろう。

西部の都市あるいは町の間で、鉄道や郡役所などの誘致をめぐる、激しい競争がおこなわれたことは良く知られている。これには市街地役機もからみ、それぞれの町に御用新聞などもあつて、競争が人目を引くわけであるが、農村内部においても、いわば潜在的競争は存在した。道路や橋の建設や維持は、個人がおこなった例もあるが、一般的には郡もしくはタウンシップの仕事であった⁽²⁵⁾。どこに道を作るかという決定は、自治的に決定されるから、当然のことながら住民の多い地区が有利であった。後からの移住者は、道路などのある地区を好むから、その住民は一層増加し、学校、教会その他の施設に関しても恵まれることになる。結局、開拓初期の状態が、その後の成長を左右するといっても良い。ホームステッド取得者が、早い時期に開拓地の核を形成し、その後の成長に貢献する例は、ブレイクリイやロックフォード・タウンシップに見られたわけである。これを、広い意味でのホームステッド法の経済発展効果と呼ぶことができるであろう。

こうした効果は一見、間接的のようであるが、ホームステッド法の下での5年間定住という取得条件から生じていることを忘れてはならない。さらに、新しい環境に適した作物や耕作法の導入あるいは発見に至る経験の蓄積という点でも、上記の取得条件がそれを可能ならしめているのである。これは、その地域で安定した農業生産が続けられるかどうかという、いわば最も基本的な問題に関わりがあるので、ホームステッド法の効果として極めて重要である。但し、失敗がくり返された結果、160エーカーという農場規模の不適正さが明らかになった地域も存在するのであって、ゲイジ郡についての結論を安易に他地域へ適用することはできない。

ホームステッド法の所得平等化および経済発展効果に関して、ゲイジ郡に見られた状況が、どの程度まで一般的なものであつたかという疑問に対しては、満足な答はできない。今のところ、いくつかの郡やタウンシップに関する限られた数の個別研究しか存在しないからである。しかし、ゲイジ郡に見られたような状況が存在しなかったであろう、という地域を示すことは可能である。すでに述べた如き西部森林地帯、放牧地帯、灌漑農業地帯がそれであつて、時代的にいえば、ほぼ1880年代以降に開拓が開始された地域である。これらの地方では、ホームステッド法が、所得平等化あるいは経済発展に貢献したとは考え難い。かつてヒバードは「経度100度線以东においてはホームステッド法は成功であつた」と述べた⁽²⁶⁾。100度線は、ダコタ、ネブラスカ、カンザスからテキサスの、ほぼ中央部を通っている。本稿は、この偉大な公有地史家の今から半世紀前における直観が、正しかったことを示す一つの例証ともなる。

(経済学部助教)

注(25) 例えば次を見よ。Merle Curti, *The Making of an American Community* (Stanford, 1959), pp. 35-54.

(26) Hibbard, p. 409.